

自由法曹団東京支部

支部ニュース

2026年8月号 NO.632

〒112-0014 東京都文京区関口1-8-6メゾン文京関口II 202号
TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257 発行 自由法曹団東京支部



- ソフトボール大会 参加申込開始のお知らせ
- 2026年サマーセミナーを開催しました……………事務局長 船尾 遼
- 9月16日支部拡大幹事会（in 三多摩L0）のお知らせ……………幹事長 久保木 亮介
- 飛鳥交通事件全面勝訴のご報告……………東京南部法律事務所 永井 久楽太
- 葛飾区バルサアカデミー住民訴訟のご報告……………東京東部法律事務所 柏木 優孝
- 蒲田寄席「憲法と落語『笑い』までも協力させた戦争」のご報告
……………東京南部法律事務所 佐藤 誠一

自由法曹団東京支部主催

ソフトボール大会

参加申込開始



2026.10.23（金）



9:00 - 16:00



大井ふ頭中央海浜公園



大会終了後（17時頃～）

会場内食堂にて表彰式 & 懇親会を予定



参加申込みは
QRコードから！





2026年 サマーセミナーを開催しました

事務局長 船尾 遼

8月21日（金）～22日（土）にかけてサマーセミナーを開催しました。本年度の参加者ですが、全て合わせて59名、うち現地参加が43名、大半が60期代以降の若手団員の参加となり、例年になく盛況でした。

初日は、アクティヴィスト・デザイナーのe r iさんの講演・山添拓団員との対談、憲法関係の討議と充実した企画、議論を行うことができました。討議終了後は懇親会まで26名ほどで海の家に繰り出し、夏の鎌倉を楽しみました。

二日目は、刑事司法、労働、教育、都政、差別の討議を経て、三澤団員、青龍団員、鈴木団員をパネリストに、「弁護団のつくりかた」と題して講演とパネルディスカッション、グループごとの討論を行いました。各班とも活発な議論がなされました。

詳細な議事録は次号でご紹介いたします。

例年のサマーセミナーと比較して、若い団員が多く参加できたこと、相互に交流を深めていただけたことは今後の自由法曹団にとって大きな財産になると考えます。ご協力いただいたみなさまにはこの場をお借りして御礼申し上げます。

なお、本報告は久保木幹事長が担当する予定でしたが、久保木幹事長は初日に発熱のため鎌倉にたどり着くも泣く泣く開会前に帰っていかれたため、事務局長からのご報告となりましたことを併せお伝えいたします。

以上



9月16日 支部拡大幹事会 (in三多摩LO)のお知らせ

幹事長 久保木 亮介

まだまだ暑い日が続きますが、皆さんいかがお過ごしでしょうか。

9月の拡大幹事会は、下記の日時・場所で行いますので、早めのお知らせです。

日時 9月16日（水）午後2時半～

場所 三多摩法律事務所 立川市緑町4番地の4 立川北口薬局ビル4階
J R中央線立川駅北口から徒歩約8分。 <https://www.san-tama.com/access>
ZOOM参加も可。追ってURLを周知します。

というわけで、今回は本部ではなく三多摩法律事務所の訪問を兼ねた幹事会です。

午後4時ころから、同事務所での事件活動や地域での活動、憲法改悪阻止の取り組み等についてご紹介頂く予定です。終了後はもちろん懇親会を予定しています。

多くの皆さんの参加を呼びかけます！

タクシー「スライド賃下げ」を行った 就業規則の不利益変更を無効とした 飛鳥交通事件全面勝訴のご報告



東京南部法律事務所 永井 久楽太

第1 はじめに

令和8年7月29日、東京地方裁判所民事第11部（上村考裁判長）は、タクシー運賃の改定を口実として飛鳥交通グループが強行した乗務員の賃金計算変更（いわゆる「スライド賃下げ」）を無効と断じ、乗務員・元乗務員合計133名の差額賃金請求をほぼ全部認容する判決を言い渡した（認容総額約5062万円・仮執行宣言付き）。会社側は即日控訴した。

本件の代理人弁護士は、当事務所の安原幸彦弁護士、黒澤有紀子弁護士、旬報法律事務所の宮坂浩弁護士、山内一浩弁護士、高橋寛弁護士、江東総合法律事務所の蒲田哲二弁護士、東京共同法律事務所の中村優介弁護士である。

第2 事案の概要

1 原告らについて

原告らは、飛鳥交通グループ（都内の営業所ごとに法人化された10社・13営業所）のうち品川・羽田・小松川の各営業所に対応する3社の乗務員・元乗務員である。

2 原告らの賃金形態

原告らの賃金は基本給のないオール歩合給で、乗務員が1か月間に乗客を乗せて得た運賃収入の合計額（税抜き。これを「月間営業収入」という）に、あらかじめ定められた一定の割合（歩合率）を掛けた金額がその月の賃金（積算歩合給）となる仕組みであり（歩合率は月間営業収入の全額に一律に掛けられるのではなく、金額帯ごとに段階的に定められている。（月間営業収入×A%）＋{（月間営業収入－□□万円）×B%}）というように、各部分ごとに計算した賃金を積み上げて（積算して）合計するため、「積算歩合給」という名称である。）、割増賃金も積算歩合給を基礎に計算される。

3 2022（令和4）年11月の運賃改定と就業規則不利益変更

同年11月、東京都特別区・武三地区で約15年ぶりの実質的な運賃改定（改定率14.24%。初乗り420円→500円）が実施された。国交省は審査過程で、改定率の内訳をあくまで値上げ分の使途を消費者向けに説明する「イメージ」として「IT等の投資に約3%、乗務員の労働環境改善に約8%、燃料費高騰に約3%」（「3：8：3」）と説明していた。

飛鳥交通グループは「増収分の適正な分配」を名目に、①月間営業収入に係数0.9585を乗じて一律4.15%圧縮する（変更①）、②隔日・夜日勤務乗務員の歩合給Bの算定基礎に120万円の上限を設ける（変更②。積算歩合給は上記のとおり（月間営業収入×A%）＋{（月間営業収入－□□万円）×B%}）であるが、後者の

月間営業収入につき120万円の上限が設定された。従来は150万円売り上げた人物は $\{(150\text{万円}-\square\square\text{万円}) \times B\%$ という計算であったが、いくら売り上げがあっても $(120\text{万円}-\square\square\text{万円}) \times B\%$ という上限が設定された」という就業規則変更を行い、2023（令和5）年に順次実施した。歩合率の数字はそのままに、掛け算の元になる月間営業収入を圧縮することで全ての積算歩合給と割増賃金を連動して減額させる手法である。

各営業所では形式的には説明会が繰り返されたものの、会社側は労働組合が求めた経営資料等を開示しないまま、羽田・小松川では従業員代表から「協定書」（変更①変更②を導入する旨）を取り付け、品川では協定書もなく不利益変更を実施した。原告らは令和5年8月から4次にわたり提訴し、いずれも東京地裁民事11部に併合された。

第3 争点

本件の争点は変更①②が「不利益な変更」に該当するか、不利益の程度、変更の必要性、内容の相当性、労使間での手続き状況等に照らして合理性があったか、つまり労契法10条における全ての考慮要素が争点となった。

第4 原告の主張と被告の主張

被告らは、①就業規則変更前と後での比較対象は、「変更前の給与額」と「変更後の給与額」である。従前どおり働けば「給与額」は増えるからそもそも不利益な変更ではない（運賃が14.24%上がっているのだから給与額も上がるだろう）、②積算歩合給の計算方法に関するタクシー事業者と乗務員間の合意は合意当時の運賃を前提としており、運賃改定時の見直しは当然に予定されている。その意味で従前の積算歩合給の計算方法は乗務員にとって既得権ではなく（最二判平成4年7月13日判時1434号133頁・第一小型ハイヤー事件参照）、本件においても第一小型ハイヤー事件判決と同様に変更「高度の」必要性は求められない。③国交省の「3：8：3」に従った分配のために係数が必要（被告らは乗務員への還元を8%に抑えるためには係数をかけないと8%の枠内に収まらない旨主張した）、④営業損失が累積していた（※後述のとおり被告主張に変遷あり。当初は当該主張をせず。）、⑤説明を尽くし従業員代表と協定書も締結した、⑥変更②は賃金増額分の過大化と長時間労働を防止するためのものである、と主張した。

原告らは、①積算歩合給制にて働く原告らにとって賃金計算方法を変更すること自体が大きな不利益である。このため、「不利益変更前の給与額」と「不利益変更後の給与額」の比較をタクシー乗務員にとって重視すべきではない。そもそも、月間営業収入に係数0.9585を乗じて4.15%減額している以上、不利益（差額）は生じている。②係数導入は歩合率自体の実質的引下げにほかならない、③賃金といった重要な労働条件の不利益変更には「高度の」必要性が求められる。第一小型ハイヤー事件とは事案が異なる。④国交省はむしろ歩合率維持（ノースライド）を要請しており（関東運輸局長通達）変更①（係数）はその潜脱となる（実質は歩合率の減少である）、⑤「3：8：3」は値上げ分の用途を消費者向けに説明するイメージにすぎず、事業者は3：

8：3に拘束されているわけではない、⑥経営資料は一切開示されず交渉は形式的、⑦本件の従業員代表者に労使協定の締結権限はなかった、⑧長時間労働の防止は労働時間管理によって行うべきで歩合給を減じて行うべきではない、と主張した。

第5 一審の判示

判決は、賃金という重要な労働条件の不利益変更には「高度の必要性に基づいた合理的な内容」が必要とする判例（大曲市農協・第四銀行・みちのく銀行事件）のみを引用し、第一小型ハイヤー事件の引用をしなかった。

変更①は歩合率自体を変えずとも歩合率の「引下げと等しい結果を生じさせる」重要な労働条件の不利益変更であるとした（減額幅は月数万円、多い者では月10万円超。ただし増収の中での変更のため不利益の程度自体は比較的小さいと評価）。

その上で、必要性については、①就業規則に運賃改定時の見直し規定はなく前回（平成19年）改定時はグループ各社もノースライドで対応した、②本件運賃改定は乗務員の労働環境改善をその趣旨であり、これとは反対に運賃改定を機にタクシー乗務員の賃金計算方法を乗務員（労働者）に不利益に変更することが予定されていたとは認められない、③「3：8：3」は「値上げ分をどのように使っていくか」というようなイメージ的なもの」（消費者委員会での関東運輸局部長答弁）にすぎず3：8：3での分配を事業者に義務付けたものではない、④不利益変更はグループ一律に企図され各社（営業所）ごとの収益は考慮されていない、⑤被告らの不利益変更導入の目的が足元ではなく中長期的な視点から必要であったとの主張から累積営業損失の対処へ変遷したが、その変遷の説明に合理性はない、その他相当性についても、係数の根拠とされた試算が提携先の隔日勤務・単月実績のみに基づいていたため「信頼性が乏しい」として否定した。

労使交渉についても、労働者の質問に的確な回答がなく資料も開示されず「真摯かつ誠実」といえないとし、羽田営業所の従業員代表との協定書は、従業員代表者が乗務員の意向を定量的に把握せず会社の説明を補足する文書まで自作していたことから、従業員代表者「が上記協定書の締結に当たり従業員の代表としてその利益のために行動したものと認め難い。」と認定した。品川営業所は、説明会の繰り返しや実施時期の後ろ倒しなど外形的には一定の労使交渉が履践されたものの、必要性を裏付ける資料は開示されず、従業員代表自身が合理的かつ丁寧な説明は一切されていない旨の意見書を労働基準監督署に提出しており、真摯かつ誠実な労使交渉は認められないとし、労働組合や従業員代表との合意・協定が成立しないまま実施されたと認定した。小松川営業所は、従業員代表が変更の企図後に会社主導の投票で選出された経緯に加え、協定書の締結に当たり乗務員らと協議しその意向を確認した事実も認められないとして、協定書があっても労使の利益調整がなされたものとは認められないと評価した。

以上により変更①②とも効力が否定された。その他細かい論点について控訴審にて反論すべきところはあるが、概ね原告らの主張が受け入れられたものである。差額賃金額は、原告らが給与明細書・賃金台帳に基づく具体的な計算過程を示したのに対し、被告らが「追って認否する」としたまま争わなかったため擬制自白（民訴法159条1項）が成立し、133名の請求はほぼ全部認容された（棄却は、賃金支払日の到来前に退職

した原告5名の退職月分に係る遅延損害金の一部のみ)。

第6 本判決について

本判決で評価すべき事項は、第一に歩合率の数字はそのままに係数で月間営業収入を圧縮する手法を、実質における歩合率の引下げ（従来は歩合率自体を低下させる方法が主流）と等しいと判断したこと。全国で運賃改定が相次ぐ中、改定に便乗した同種の「スライド賃下げ」を企図する事業者への抑制となる。第二に、経営資料を開示しないまま必要性を主張しても排斥されうること、従業員代表との「協定書」があっても、代表者が労働者の利益のために行動していなければ労使の利益調整とは評価されないと判断されたことである。

第7 今後について

会社側は即日控訴した。一審判決が維持され、早期に差額賃金が支払われるように尽くしたい。

葛飾区バルサアカデミー 住民訴訟のご報告



東京東部法律事務所 柏木 優孝

1 概要

本件は、葛飾区が一般財団法人キッズチャレンジ未来に対して、トレーラーハウス2棟を月額2500円という廉価な賃料で賃貸していたことについて、当該賃貸借契約は違法無効あり、それに伴って葛飾区に損害を発生させたとして、契約に関与した葛飾区長や区関係者及びキッズチャレンジ未来に対し、適正な賃料との差額の支払いを求める訴訟です。弊所の船尾遼、岩本拓也、今寫千晶各団員と私は原告の代理人となっておりますので、ご報告いたします。

2 トレーラーハウスの設置及び賃貸借契約の締結について

(1) トレーラーハウスの設置

葛飾区は、F Cバルセロナオフィシャルスクールの誘致を目指していたキッズチャレンジ未来からの要望を受けて都立水元公園内の東金町運動場に事務管理棟とシャワールームを設置することにしました。しかし、都立公園内には建物を設置することができないことから、葛飾区はトレーラーハウスを設置することとし、平成24年4月、東京都に対して許可事項変更許可申請書を提出し、東京都から許可を受けました。その後、葛飾区長は、葛飾区に対してトレーラーハウスの設置許可申請をし、葛飾区から許可を受けて、東金町運動場にトレーラーハウス2棟を設置しました。

(2) 葛飾区とキッズチャレンジ未来との協定

葛飾区とキッズチャレンジ未来は、覚書の締結を経て、平成27年1月、「FCBEscola KATSUSHIKA 実施に関する協定書」を締結しました。この協定により、キッズチャ

レンジ未来は、多目的広場の使用申請について申請期間前に申請することが可能となり、多目的広場を一般利用者に比して優先利用できるようになるとともに、トレーラーハウス2棟については教育委員会との間で賃貸借契約を締結することによって独占利用することができるようになりました。

そして、多目的広場の優先利用権及びトレーラーハウス2棟（事務管理棟・シャワールーム）の独占利用権を得たキッズチャレンジ未来は、平成27年4月、(株)Amazing Sports Lab Japanにサッカー教室業務の運営についての委託をし、FCバルセロナオフィシャルスクールが開校されました。

(3) 葛飾区とキッズチャレンジ未来との間のトレーラーハウスの賃貸借契約

葛飾区は、キッズチャレンジ未来との間で、平成25年2月、トレーラーハウス2棟の賃貸借契約を締結しました。賃料については、当初、トレーラーハウスは葛飾区がリースで借り受けていたものであったことから、リースの契約額である2050万円を基にして、事実上行政財産であり、不動産であると扱って、葛飾区行政財産使用料条例に従い、8万2700円とされました。

その後、葛飾区は、トレーラーハウスを譲り受けたため、キッズチャレンジ未来に対し、トレーラーハウス2棟を、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間は月額4400円、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間は月額2200円、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間は月額2500円で賃貸しました。葛飾区の説明によれば、賃料を月額2500円としたのは、葛飾区行政財産使用料条例の「建物の推定再建築費、耐用年数、経過年数、維持及び保存の状況、利用効率等を考慮して算出した当該建物の適正な価格に1000分の6を乗じて得た額」を使用料とするとの規定に従い、保守点検費用8万7895円を基準として、これに1000分の6を乗じて得た額として算出したとのことでした。

3 葛飾区民への影響と不透明な支出

葛飾区とキッズチャレンジ未来との協定によって、キッズチャレンジ未来にトレーラーハウスや東金町運動場多目的広場の優先利用権が与えられたため、本来、自由に利用できるはずの葛飾区の住民・子供たちは、トレーラーハウスは利用できず、多目的広場は大幅に利用を制限されることになりました。

また、令和6年9月には、キッズチャレンジ未来が葛飾区に報告しないまま、(株)Amazing Sports Lab Japanに事業譲渡していたことが判明しました。なお、事業譲渡の金額については、不透明な部分が多く正確な金額は明らかとなっておりません。さらには、キッズチャレンジ未来は赤字経営であり、多額の接待交際費が使われていたことも判明しました。

このような状況を受けて、令和7年3月31日、葛飾区とキッズチャレンジ未来との間の協定は解約に追い込まれました。また、キッズチャレンジ未来の運営に関する不透明支出などの疑惑を受けて、警視庁が区関係者らを事情聴取する事態に発展し、バルサアカデミー葛飾の開校当時の担当課長であり、キッズチャレンジ未来の設立に携わった小林宣貴

副区長は令和7年5月31日付で辞職しています。

4 審理の状況

原告は、本件トレーラーハウスの賃貸借契約が違法無効であることの理由として、①本件トレーラーハウスが行政財産に該当し賃貸できないこと、②普通財産であるとしても「適正な賃料」ではなく賃貸できないこと、③物品であるとしても（ア）「適正な賃料」ではなく賃貸できないこと、（イ）葛飾区物品管理規則に違反し賃貸できないこと、④随意契約により賃貸借契約を締結することはできないこと、⑤都立公園法5条の許可そのものが無効であることを主張しています。

原告は令和7年3月31日に監査請求を申し立てましたが、監査委員は、トレーラーハウスについて建築物であり、行政財産と考えることはできないとしたうえで、本件のように賃貸料が大きく変動することについて区民の理解が得られるとは考えにくいと問題点を認めつつも、葛飾区には動産や備品を貸し出す際の賃貸料設定のルールがなく、区の賃料の算出方法には一定の理解を示すことができる等の理由により、棄却しました。

そのため、原告は、令和7年6月24日に住民訴訟を提起しました。令和8年7月17日に行われた口頭弁論期日では、裁判所から、葛飾区が原告の主張する適正な賃料との差額1年分を支払うことを内容とする和解勧告が行われました。しかし、本件は、トレーラーハウスを賃貸したことの違法性を確認することなく、適正な賃料との差額1年分のみを支払って終わりにできる事案ではありません。また、それを認めてしまうと今後も違法にトレーラーハウスの独占利用が続けられてしまうおそれがあります。そのため、原告としては、和解で解決する場合には、葛飾区において賃貸借契約が違法であったことを認めること、時効となっている平成29年4月から令和6年3月までの適正な賃料との差額を支払うこと等を求めている状況です。

原告と弁護団としては、葛飾区が行った契約の違法性を明らかにするとともに、区民の財産が不当に流出されることがないように取り組んでいきたいと思っています。

以上

蒲田寄席 憲法と落語 「笑い」までも協力させた戦争のご報告

東京南部法律事務所 佐藤 誠一

「八月や六日九日一五日（はちがつや むいかこのか じゅうごにち 詠み人知らずの俳句です）」、その8月6日、この日にふさわしい企画を、大田憲法会議・東京南部法律事務所共催で行いました。タイトルは、「憲法と落語 『笑い』までも協力させた戦争」。演者は、なんとあの「林家三平」さんです。しかも二席も演じていただく。ぜいたくじゃありませんか。「ぜいたくは敵！」のあの戦争を語るのに、このぜいたく。おまけに木戸銭はたったの1000円！信じられますか？

内容ですが…国民国家総動員となったアジア太平洋戦争、あらゆる種類の団体が戦争協力に動員される中、落語の世界もそうだった、具体的には戦局にふさわしくない演題の上演禁止を落語協会自らが決める（禁演落語―禁煙ではありません）、国策に沿った内容の演目を上演する（国策落語）、といった具合です。

演者その一、落語などの歴史研究の第一人者の柏木新（かしわざしん）さんによる禁演落語と国策落語の講釈からスタート。戦時の禁演落語というと、戦争反対、など戦争を含む天皇制政府の施策に反対する演目かと思いきやそうではない。色恋の演目が中心、郭話、間男やお妾さんが題材となる落語です。姦通罪が銃後の妻の不貞を処罰することで、夫たちが後顧の憂いなく戦地へと旅立てる体制を作る趣旨であったことと、相通じるものを感じました。

柏木さんに引き続き、三平さんが禁演落語の一つ、「愠気の独楽（りんきのこま）」～商家の主がいそいそとお妾さんのところに泊まりに行くのを察知したその妻が、焼き餅を焼く（愠気とは嫉妬の意）のを笑い飛ばす、という噺（はなし）～をやや長めの枕を交えて30分熱演。休憩を挟み、「出征祝（しゅっせいいいわい）」という、短時間の国策落語をこれも熱演。国策落語は、当時のSPレコードに収録する関係で、表裏各3分計6分の収録時間に合わせて短時間ものが多かったよし。この演目は、三平さんのお祖父様の林家正蔵さんが演じたもので、ただ三平さんは柏木さんからご教示されるまでそのことをご存じなかったそうです。そこで三平さんはこの噺を研究して平和を求めのお気持ちで上演されているとのことでした。「出征祝」は、商家の跡継ぎに赤紙が来て、家を挙げてその祝いをするというストーリーで、一升瓶の酒二本を買ってきた、というのを「にほんかった…日本勝った」というオチとなる噺でした。三平さん、通常の定席寄席でも「出征祝」をかけることがあるそうで、若い人たちが感心を持ってくれる、とか。

三平さんの落語そのものも熱演ですばらしく、やはりライブは違う、ということを実感しました。いつもの憲法講座とはひと味もふた味も違う企画で、はねた後の一杯も格別でした。

Oota 憲法 School

憲法と落語

「笑い」までも協力させた戦争

林家三平さん

■プロフィール

1970年東京生まれ。昭和の爆笑王初代林家三平の次男。1989年林家こん平に入門、前座名「いっ平」。1993年二ツ目、2002年真打昇進。2009年二代目林家三平襲名。現在初代三平の資料館「ねざし三平堂」堂長。祖父七代目林家正蔵の戦前の国策落語「出征祝（しゅっせいいいわい）」を、戦前の目的とは真逆の平和の大切さを伝える立場で演じており、これをライブソークとしている。

柏木新さん

■プロフィール

1948年生まれ。落語などの話芸史研究者・演芸評論家、歴史学研究会会員。禁演落語・国策落語研究の第一人者。著書に『はなし家たちの戦争』『国策落語はこうして作られ消えた』『落語の歴史』『明治維新と噺家たち』『いざれも本の泉社』など多数。

1. 談演：柏木新さん「禁演落語と国策落語」
2. 口演：林家三平さん「出征祝（しゅっせいいいわい）」
3. 対談：柏木新さん&林家三平さん

2026年（※18:30開場）
8月6日 木 18:45-20:45

大田区民ホール・アブリコ 小ホール
入場券 1000円（事前販売制です。詳細は下記をご確認ください）
共催：大田憲法会議 東京南部法律事務所

お問い合わせ
入場券
販売

大田憲法会議（憲法改悪阻止大田連絡会議）
東京都大田区蒲田5-15-8蒲田月村ビル4階
担当：黒澤・木村 TEL:03-3736-1141

入場券ご購入方法
①お電話で希望枚数・連絡先等をお知らせください。（郵便振替用紙を送らせていただきます。お支払いを確認でき次第、入場券を発送いたします。なお、入場券代の送金手数料ご負担願います。）
②主催団体事務所でお越しください。
席数に限りがございますので、誠に勝手ながら、170名に達し次第販売終了いたします。
個人情報保護法の目的に鑑み、個人情報は適正に保護および管理を行います。ご本人の同意がない限り第三者に提供いたしません。

全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』
団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特長（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

【所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業不能も補償します。
- 無事故のときは保険料の20%を返れいします。
- 支払対象外期間は4日と7日のいずれかをを選んでいただきます。
- 入院による就業不能時を手厚く補償するワイドプラン（入院による就業不能時追加補償特約）をご用意しています。この特約をセットすれば入院時は手厚い補償を受けられます。

＜月払保険料表＞ スタンダードプラン（A型）、団体割引25%、保険期間1年、職種級別1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間	1年	2年
満年齢		
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

【団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業障害も補償します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

＜月払保険料表＞ 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

支払対象外期間 満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

＜取扱代理店＞

株式会社宏栄 担当：大枝・西山・岩崎
〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL：03-3405-0041（全国弁護士グループ専用）
（受付時間：平日の午前9時30分から午後6時まで）

＜引受保険会社＞

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL：050-3808-5528 FAX：03-6388-0160
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

(SJ25-07055 2025年9月10日)